

マイナポイント 第2弾が始まります

七ヶ宿町のマイナンバーカードの取得率は約43%です。マイナポイントは、マイナンバーカードを取得した方のキャッシュレス決済にポイントを付与する制度です。令和4年1月1日より「マイナポイント第2弾」がスタートし、3段階でポイントが付与されます。

| マイナポイント第2弾対象者 | ポイント付与数 | ポイント申込期限 |
|--|---|---------------------|
| ①マイナンバーカード新規取得者 (既にマイナンバーカードをお持ちでマイナポイント未申込者含む) | 最大5,000円相当 ※20,000円のチャージ又は買い物に対し最大5,000円相当 | 令和4年1月～ 令和5年2月末 |
| ②健康保険証利用申込 (既登録者含む) | 各7,500円相当 | 令和4年6月頃～ 令和5年2月末 |
| ③公金受取口座登録 | | |

※①～③全てマイナンバーカード申請期限は令和4年9月末です。

マイナンバーカードとは

プラスチック製のICチップ付きカードで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されています。本人確認の身分証明書や健康保険証として利用できるなど、今後も利用の拡大が検討されています。



マイナンバーカードを取得しましょう

マイナンバーカードを取得していない方

- ①スマートフォンやパソコン、郵送で申請
※町民税務課にて顔写真を撮影し、申請の補助も行っています。
- ②カード受け取りの案内はがきが届く
- ③町民税務課窓口でカードを受け取る



▲総務省HP

マイナポイントの申込

マイナポイントの予約

- ①利用する決済サービスを選択
- ②スマートフォンやパソコンから、又は町民税務課等の手続きスポットで申込みが可能



▲総務省HP

マイナンバーカード、マイナポイントの申込みに不安がある方は町民税務課までご相談ください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2114 (担当:高橋)



定住支援に関する支援制度をご紹介します!!

次世代リーダー定住育成助成金事業

- ①どんな制度？
地域の担い手となる若者世代の定住と就業を促進するため、町内にお住まいで就業している満30歳未満の方へ助成金を支給します。
- ②助成額は？
①月額20,000円(②以外の方) 3年間
②月額10,000円(国及び地方公共団体それに準ずる機関にお勤めの方) 3年間
- ③助成対象要件は？
①町内に住所があり、かつ助成金支給後5年以上居住する意思がある方
②就職・就農・事業を営んでいる方(町外へ通勤している方も対象)
③助成申請日において年齢が満30歳未満の方
④町が構成する団体又は地域活動団体に所属している方
例：消防団、地域づくり委員会、いきいき女性委員会、成人式実行委員会
文化協会加盟団体、体育協会加盟団体等

民間家賃住宅家賃助成金

- ①どんな制度？
町内の民間賃貸住宅に居住し、定住の意思がある方に家賃の助成金を支給します。
- ②助成額は？
①家賃月額から30,000円を差し引いた額(限度額20,000円)
②子育て世帯(18歳以下の子どもがいる家庭)については、限度額25,000円
- ③助成対象要件は？
町内に2年以上継続して定住する方

くらし応援通勤支援金

- ①どんな制度？
町内のガソリンスタンドで利用できる通勤支援給油券を年間最大12,000円分支給します。
- ②支給対象者
町内に住所があり、町外に通勤している方

記載事項以外の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2114 (担当:熊谷)